

審 査 基 準

平成 6 年 9 月 28 日 作成

法 令 名：道路交法
根 拠 条 項：第78条第5項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長（高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： 道路交法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、あなたが道路使用の許可証の交付を受けた警察署の交通課（高速道路については高速道路交通警察隊）の窓口提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 高速道路交通警察隊 警察本部交通規制課
備 考：